改正後	改正前
二　不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び不動産登記規則第百五十六条の四に規定する法人識別事項並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分のみについての情報	二　不動産の所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人ごとの持分のみについての情報
三　［略］	三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（工場抵当登記規則の一部改正）

第五条　工場抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（工場に属する土地又は建物についてする抵当権の設定の登記の申請情報） **第一条**　工場抵当法（以下「法」という。）第四条第二項の法務省令で定める事項は、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号（第十号並びに第十一号ヘ及びトを除く。）に掲げる事項とする。 （工場財団の登記の申請情報） **第十八条**　法第二十一条第三項の法務省令で定める事項は、この省令に特別の定めがある場合を除き、不動産登記令第三条各号（第七号、第八号並びに第十一号ヘ及びトを除く。）に掲げる事項とする。 ２　［略］ （工場財団の合併の場合における登記記録の記録方法等） **第三十三条**　［略］ ２　不動産登記規則第百七条第一項（第三号を除く。）の規定は、法第四十二条ノ七第一項の場合における甲工場財団の登記記録の記録方法について準用する。 ［３～５　略］	（工場に属する土地又は建物についてする抵当権の設定の登記の申請情報） **第一条**　工場抵当法（以下「法」という。）第四条第二項の法務省令で定める事項は、不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号（第十号及び第十一号ヘを除く。）に掲げる事項とする。 （工場財団の登記の申請情報） **第十八条**　法第二十一条第三項の法務省令で定める事項は、この省令に特別の定めがある場合を除き、不動産登記令第三条各号（第七号、第八号及び第十一号ヘを除く。）に掲げる事項とする。 ２　［同上］ （工場財団の合併の場合における登記記録の記録方法等） **第三十三条**　［同上］ ２　不動産登記規則第百七条第一項の規定は、法第四十二条ノ七第一項の場合における甲工場財団の登記記録の記録方法について準用する。 ［３～５　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（立木登記規則の一部改正）

第六条　立木登記規則（平成十七年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請情報） **第七条**　［略］ 一　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号（第八号並びに第十一号ヘ及びトを除く。）に掲げる事項 二　［略］ ［２・３　略］ （抵当権に関する登記の申請情報） **第十三条**　法第二十一条第二項の法務省令で定める事項は、不動産登記令第三条各号（第八号、第十号並びに第十一号ヘ及びトを除く。）に掲げる事項とする。 ２　［略］	（申請情報） **第七条**　［同上］ 一　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第三条各号（第八号及び第十一号ヘを除く。）に掲げる事項 二　［同上］ ［２・３　同上］ （抵当権に関する登記の申請情報） **第十三条**　法第二十一条第二項の法務省令で定める事項は、不動産登記令第三条各号（第八号、第十号及び第十一号ヘを除く。）に掲げる事項とする。 ２　［同上］